

幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設 置 者 名	学校法人 横山学園												
	名 称	認定こども園 新屋幼稚園・ほいくえん (現「新屋幼稚園」(幼稚園)・「あらやほいくえん」(保育所))												
	位 置	秋田市新屋扇町4番27号												
	開 園 予 定	令和3年4月1日												
	土 地 状 況	面 積	3,720.93 m ²		所 有 形 態	自己所有	所 有 者	(学)横山学園						
	建 物 状 況	建 築 面 積	1,775.94 m ²		延 床 面 積	2,309.37 m ²	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート・木造2階建等						
		補 助 金	—		所 有 形 態	自己所有	所 有 者	(学)横山学園						
	教育保育時間	開 所 時 間	7:00～19:00			教 育 時 間	8:30～14:00		保育標準時間	7:00～18:00				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準					
	定 員 1号 2・3				20	19	19	58	定員20人以上 (現員はR2.7月現在) 1号：新屋幼稚園園児数(新1号) 2・3号：あらやほいくえん園児数(3号)					
現 員 1号 2・3				34	32	38	104							
学 級 数				3	2	2	7							
設備	園 舎				1,775.94 m ²			320+100×(7-2) = 820.00 m ² 1学級は180m ²						
	乳 児 室	有	1	階	40.20 m ²			0・1歳	24人 × 3.30 m ² = 79.20 m ² 以上					
	ほ ふ く 室	有	1	階	39.60 m ²									
	小 計	計			79.80 m ²			乳児室又はほふく室 79.20 m ² 以上						
	保 育 室	有	1・2	階	470.20 m ²			2歳以上	126人 × 1.98 m ² = 249.48 m ² 以上					
	遊 戯 室	有	1	階	406.17 m ²			2歳以上	130人 × 1.98 m ² = 257.40 m ² 以上					
	小 計	計			876.37 m ²			保育室又は遊戯室 249.48 m ² 以上						
	調 理 室	有							要					
	便 所	有				大9、小3、乳1			要					
	職 員 室	有							要					
	保 健 室	有							要					
	調 乳 室 等	有							要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐 浴 室 等	有							要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	足 洗 用 設 備 手 洗 用 設 備	有							要					
	飲 料 水 用 設 備	有							要 上記設備と区別して設置する必要がある					
	2 保 育 室 等 設 置 要 求 項 目	避難用設備	有				屋外階段			[要] 避難用設備を設けなければならない				
		耐火性	有				耐火建築物			[要] 耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備	有				柵			[要] 転落防止設備を設置				
	園 庭	面 積				958.89 m ²			3歳以上	400+80×(7-3) = 720 m ² 以上				
		場 所	同一敷地内						2歳	14人 × 3.3m ² = 46.2 m ² 以上				
		代 替 地							2歳部分は代替地対応可			合計	766.2 m ² 以上	
	保 育 用 具	有	室内滑台、椅子・机、楽器、絵本、積木等						保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					

職員	園長	専任	1人	1人					
	保 育 教 諭	25	0歳	12人	÷	3人	=	4.0人	=学 級数 以上
			1・2歳	26人	÷	6人	=	4.3人	
			3歳	38人	÷	20人	=	3.0人	
			4・5歳	74人	÷	30人	=	4.0人	
			年齢別配置基準					15人	
			加配	2・3号定員90人以下の場合加配					1.0人
	主幹保育教諭専任化の代替教諭					2.0人			
	標準時間児を受入る場合の加配					1.0人			
	非常勤講師（1号定員が35人以下又は121人以上の施設）					1.0人			
調 理 員	2.8人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）							
事 務 職 員	有	1人	園長等が事務を執る場合は不要						
嘱 託 医 等	（小児科）	1人							
	（歯科）	1人							
	（薬剤師）	1人							
設備以外の基準		認定こども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない。				適	誓約書により確認		
県サポート事業		令和元年度に受けており、今年度も受けている。幼稚園と保育所が協力し合い、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。							
所見		認可に求められる基準を満たしており、幼保連携型認定こども園として認可したい。 幼稚園を開園し65年経っており、また、保育所を平成31年から行っている。 保育所開園後の保護者からの要望等もあり、法人内で検討し、今回幼保連携型認定こども園に移行することとしたものである。 県のサポート事業等を通じて、移行に向けた準備を職員一体で進めており、幼保連携型認定こども園に移行後も地域に根付いた幼児教育・保育が行われると思われる。							

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設 置 者 名	社会福祉法人 白百合保育園												
	名 称	白百合いずみこども園（現「白百合いずみ保育園」（保育所））												
	位 置	秋田市泉中央五丁目6番1号												
	開 園 予 定	令和3年4月1日												
	土 地 状 況	面 積	1,677.20 m ²			所 有 形 態		賃 貸 借	所 有 者		秋田市			
	建 物 状 況	建 築 面 積	1,059.52 m ²			延 床 面 積		1,868.71 m ²	構 造		鉄筋コンクリート2階建			
		補 助 金	施設整備			所 有 形 態		自己所有	所 有 者		(福)白百合保育園			
	教育保育時間	開 所 時 間	7:00～20:00			教 育 時 間		9:00～14:00		保育標準時間	7:00～18:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準					
	定 員 1号				2	2	2	6	定員20人以上 (現員はR2.7月現在)					
2・3号	25	25	25	23	23	23	144							
現 員 1号				—	—	—	0							
2・3号	11	19	20	21	24	22	117							
学 級 数				1	1	1	3							

設備	乳 児 室	建築中	1 階	57.49 m ²		0・1歳	50 人 × 3.30 m ² = 165.00 m ² 以上			
	ほ ふ く 室	建築中	1 階	126.32 m ²						
	小 計	計		183.81 m ²		乳児室又はほふく室 165.00 m ² 以上				
	保 育 室	建築中	1・2 階	231.49 m ²		2歳以上	100 人 × 1.98 m ² = 198.00 m ² 以上			
	遊 戯 室	建築中	2 階	140.13 m ²		2歳以上	100 人 × 1.98 m ² = 198.00 m ² 以上			
	小 計	計		371.62 m ²		保育室又は遊戯室 198.00 m ² 以上				
	調 理 室	建築中					要 2歳以上児を入所させる場合は設置			
	便 所	建築中			大17、小7、乳2		要			
	職 員 室	建築中					要			
	保 健 室	建築中					要			
	調 乳 室 等	建築中					要 乳児を入所させる場合に設置			
	沐 浴 室 等	建築中					要 3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2保育に室設置を	避難用設備	建築中			屋外階段・滑台		〔要〕 避難用設備を設けなければならない		
		耐 火 性	建築中			耐火建築物		〔要〕 耐火建築物又は準耐火建築物		
		転落事故防止設備	建築中			柵		〔要〕 転落防止設備を設置		
	園 庭		面 積	276.64 m ²			2歳以上	100 人 × 3.30 m ² = 330.00 m ² 以上		
			場 所	同一敷地内			満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。（公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。）			
		代 替 地	泉銀の町街区公園（210m）							
	保 育 用 具	有	椅子・机、絵本、積木、黒板等			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること				

職員	園長	専任	1 人	1 人 ※専任でない場合は保育士 1 人追加		
	保 育 士	※新卒者 2 名含む	25 人	0歳	25 人 ÷ 3 人 = 8.3 人	
				1・2歳	50 人 ÷ 6 人 = 8.3 人	
				3歳	25 人 ÷ 20 人 = 1.0 人	
				4・5歳	50 人 ÷ 30 人 = 2.0 人	
				年齢別配置基準 20 人		
				加配	2・3 号定員90人以下の場合加配 0.0 人	
					主幹保育教諭専任化の代替教諭 2.0 人	
	標準時間児を受入る場合の加配 1.0 人					
	非常勤講師（1 号定員が35人以下又は121人以上の施設） 1.0 人					
調 理 員		3 人	40人以下：1 人、150人以下：2 人、151人以上：3 人（うち 1 人非常勤）			
事 務 職 員	採用予定	1 人	園長が事務を執る場合は不要			
嘱 託 医 等	(小児科)	1 人				
	(歯科)	1 人				
設備以外の基準		子ども・子育て支援法第43条第 1 項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認	
県サポート事業		平成29年度、30年度の 2 年間受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。				
所見		平成29年度から県のサポートを受けてきており、特に問題となる事例は発生していない。設備基準において、利用定員の変更後は園庭の面積が自園のみでは足りなくなるが代替地として公園が近隣にあり基準上問題がないことから、当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。				